

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成8年1月21日から同年4月17日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月21日、資格喪失日に係る記録を同年4月17日とし、当該期間に係る標準報酬月額を同年1月及び同年2月は28万円、同年3月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月頃から同年4月頃まで

A株式会社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社に係る被保険者記録は確認できないとの回答を得たが、私が所持している同社に係る平成8年2月分、同年3月分及び同年4月分の給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社に係る平成8年2月分、同年3月分及び同年4月分の給与明細書、元事業主並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同年1月21日から同年4月16日まで同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる総支給額から、平成8年1月及び同年2月は28万円、同年3月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「会社は既に倒産しており、当時の資料を既に廃

棄しているので、申立人の勤務実態及び届出等については不明である。」と回答しているが、同社に係るオンライン記録によると、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る8年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私は、母親から、国民年金への加入を促す封書が届いたので、母親が、その封書の案内どおりに加入手続を行い、申立期間において継続して国民年金保険料を納付したと聞いている。

母親は、年 1 回、12 枚程度の納付書がまとめて送られてきたので、これらの納付書により、昭和 63 年 10 月から、月額 9,300 円程度の保険料を、A 銀行 B 支店より毎月納付したと言っている。

申立期間が未納となっているのは納付できないので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 10 月に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日及び C 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、平成 3 年 4 月頃 C 市で払い出され、同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の母親は、「学生が強制加入となった時に、申立人の国民年金の加入手続を行った。」と述べており、申立人の母親が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 63 年 10 月頃ではなく、学生が国民年金へ強制加入する仕組みが導入された平成 3 年 4 月頃であったことがうかがわれる。

さらに、前述の被保険者名簿における被保険者資格の取得日は、オンライ

ン記録と一致している上、当該被保険者名簿の平成2年度保険料収納記録欄において、平成3年3月分の横に「当月まで未加入」と押印されていることが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年12月まで

私は、A県B市からC県D町に転入後、未納であった国民年金保険料の納付書が届いたので、役場又は社会保険事務所（当時）に依頼して、分割納付書を作成してもらった上、申立期間の保険料を数回に分割して納付した。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年6月頃、A県B市において国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月26日に同市で払い出され、元年4月2日に遡って資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA県B市からC県D町に転入した後に、数回に分割して納付したとしているところ、住民票の記録により、申立人がD町に転入したのは平成3年1月7日であることが確認できるが、オンライン記録によると、元年11月から3年2月までの保険料の分割納付書が3年12月17日に発行されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち、元年4月から同年10月までの保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成2年1月から同年4月までの保険料を4年2月28日に、2年5月及び同年6月の保険料は4年6月29日に過年度納付するなど、申立期間以降の保険料は、分割して過年度納付していることが確認できるが、これらの保険料を過年度納付した時点では、申立期間のうち、元年11月及び同年12月の保険料についても、時効により納付する

ことができない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月4日から36年1月1日まで

私は、人事記録のとおり、昭和34年5月4日にA事業所B出張所（現在は、C事業所D事務所）にE職として入所し、少なくとも42年6月まで同事業所B出張所でE職として勤務した。

A事業所B出張所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和34年5月4日ではなく、36年1月1日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事記録の写し及びC事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、E職としてA事業所B出張所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和36年1月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚のうち、申立人と同じE職として入所したとする一人は、「私は、昭和34年4月に、同事業所に入所したが、入所後しばらくは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、E職として入所したとする他の複数の同僚も、当該被保険者名簿における被保険者資格の取得日とそれぞれが供述する入所時期とが一致していないことが確認できることから、当時、同事業所では、E職として雇用した職員について、必ずしも入所と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立人が提出した人事記録の写しから、申立人は、A事業所B出張所において、昭和34年5月4日から35年11月30日までE職として勤務した後、同年12月1日に常勤的非常勤職員に登録され、F職として日額が支給されることとなったことが確認できるところ、C事業所は、「申立期間当時の資料は

保存されておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況については不明である。C組合本部にも確認したが、厚生年金保険への加入の取扱いは個人ごとで異なっており、人事記録に常勤的非常勤職員の登録及びF職として日額が記載されていることをもって、厚生年金保険に加入させていたとは言えないと回答があった。」としているところ、前述の34年4月にE職として入所したとする同僚は、「昭和35年4月に常勤的非常勤職員になった。」と供述するものの、同人の被保険者資格の取得日は36年1月1日であるなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月2日から24年11月5日まで

私は、申立期間において、A事業所に勤務し、機械方の坑内員として坑内作業に従事したが、厚生年金保険被保険者種別は第1種被保険者（坑外夫）と記録されている。

申立期間は、坑内作業に従事し、第3種被保険者であったはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において、申立事業所の機械方で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所において労働組合の役員をしていたとする同僚は、「A事業所において機械方のほとんどの従業員の被保険者種別は第1種被保険者であった。申立人は、B学校を卒業して入社した管理職候補者であり、管理職候補者の被保険者種別は第1種被保険者であったと思う。」と供述している。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が記憶している機械方で勤務していたとする同僚の申立期間における被保険者種別は、申立人と同様に第1種被保険者として記録されていることが確認できる上、申立期間当時の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、申立人が申立期間において、第3種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

さらに、坑内夫は一般に労働条件の過酷さや危険度の高さから坑外夫より高

い報酬を得ていたと考えられるところ、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、申立人と同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の第3種被保険者と比較して低い額となっていることが確認できる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、当時の事情について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。